

国際課税のケース・スタディ

外国公益法人の課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

米国の教育事業に係る米国の公益法人 A 財團では、我が国での教育事業及び我が国を基点としたアジア地域への支援を考えている。

A 財團が我が国で教育事業をした場合の課税関係はどうなるのか。

〔ポイント〕

平成20年度の税制改正で外国公益法人に対する改正が行われているが、次の項目に分けて検討する。

- 1 平成20年の税制改正前の外国公益法人の課税関係
- 2 平成20年度の税制改正の内容

〔検討〕

1 平成20年の税制改正前の外国公益法人の課税関係

外国法人のうち内国公益法人等（旧所得税法別表第1第1号、旧法人税法別表第1第1号、別表第2第1号に掲げる公共法人等、公共法人、公益法人等をいう。）に類似するもの（以下「外国公益法人等」という。）については、内国公益法人等に準ずるものとして財務大臣が指定した場合には、内国法人等と同等の課税関係等にすることにされていた。

具体的には、次のとおりである。

(1) 所得税の課税関係（別表第1第2号による非課税外国法人の指定）

外国法人の本店又は主たる事務所が所在する国において、その外国法人に類似する公共法人

等の国外源泉所得（収益事業から生ずる所得を除く。）につき所得税及び法人税に相当する税を課さないこととしている場合には、その外国法人を公共法人等に準ずるものとして財務大臣が指定することとされていた。

この場合、その外国法人が支払を受ける利子配当等の国内源泉所得（8号は除かれる。）については所得税が非課税とされていた（旧所法11②）。

(2) 法人税の課税関係

イ 外国公共法人の指定（別表第1第2号によるもの）

外国法人の本店又は主たる事務所が所在する国において、その外国法人に類似する公共法人等の国外源泉所得（収益事業から生ずる所得を除く。）につき法人税に相当する税を課さないこととしている場合には、その外国法人を公共法人等に準ずるものとして財務大臣が指定することとされていた。

この場合、その外国法人については、法人税が非課税とされていた（旧法法4③）。

ロ 外国公益法人の指定（別表第2第2号によるもの）

外国法人の本店又は主たる事務所が所在する国において、その外国法人に類似する公益法人等の国外源泉所得（収益事業から生ずる所得は除かれる。）につき法人税に相当する税を課さないこととしている場合には、その外国法人を公益法人等に準ずるものとして財務大臣が指定することとされていた。

この場合、その外国法人の収益事業から生じた国内源泉所得に対する法人税は、22%の軽減

税率が適用されることとされていた（旧法法10、143③）。

（3）指定を受けない外国公益法人の取扱い

財務大臣の指定を受けない外国公益法人等は、普通の外国法人として取り扱われることとなり、指定を受けた外国公益法人が非常に少ないとから、事実上ほとんどの外国公益法人は、通常の外国法人として所得税法及び法人税法上の課税関係が適用されたことになっていた。

2 平成20年度の税制改正の内容

平成20年度の税制改正においては、前述の外国公益法人等の指定は廃止された。この取扱いは平成20年12月1日から施行されるが、それ以前に現に外国公益法人として指定を受けている法人については、一定の経過措置が設けられている。

（1）改正の理由

我が国においては、公益法人制度改革が行われ、従来の主務官庁による許可制度が改められ、登記のみで簡単に一般社団法人又は一般財団法人を設立することが可能となった。さらに、一般社団法人等の行う事業の公益性の認定については、公益認定等委員会が一元的に行うこととされ、新制度により設立された法人のうちその認定を受けたものが公益社団法人又は公益財団法人として公益性が認められることとなった。

これまで、外国法人が我が国で公益活動を行う場合、相互主義的な観点から一定の要件を満たすものについて、財務大臣の指定により公益法人等と同様の課税関係とすることとされてきたが、今後は、新たな公益法人制度の下で一般社団法人等の法人格を取得し、その事業の公益性について公益認定等委員会による認定を受けることが適当であるとされたものである。

（2）公益法人課税の改正

公益法人制度改革により一般社団・財団法人法が制定され、社員等に対する剰余金の分配を目的としない一般社団法人及び一般財団法人が登記のみで設立できる制度が創設された。

また、公益認定法が制定され、公益目的事業を行うことを主たる目的とし、一定の基準を満たしている一般社団法人又は一般財団法人は、

行政庁の公益認定を受けることにより、公益社団法人又は公益財団法人として取り扱われる制度が創設された。

これらの新たな法人制度への移行に伴い、一般社団法人及び一般財団法人の課税関係については、次表のように取り扱われることとなった。

法人区分	法人税 法上の 取扱い	課税所得 の範囲	法人税率
公益社団法人・公益財団 法人（公益認定法人）	公益法 人等	収益事業 により生 じた所得 (公益目 的事業は 収益事業 から除外 される。)	30%（所 得金額年 800万円 以下の金 額までは 22%）
一般社団法人 一般財団法人	非営利型 法人	公益法 人等	収益事業 により生 じた所得
	それ以外の 法人	普通法 人	すべての 所得
特例民法法人（旧民法34 条法人）	公益法 人等	収益事業 により生 じた所得	22%

3 まとめ

公益法人制度改革後は、外国の公益法人であるA財団が国内で活動する場合は、我が国的一般社団等に拠出することにより活動することとなると想定される。

したがって、拠出を受けた一般社団法人等が我が国で公益事業を行う場合は、内国法人としての課税関係によることになり、公益認定等委員会の認定を受けることができれば公益社団法人等となり、そうでない場合でも非営利型法人（法法2九）に該当する場合は、法人税法上は、公益社団法人等と同様の課税関係を受けることになることになる。

そして、それ以外の一般社団法人等は、通常の普通法人と同様に全世界所得について課税されることになる。

また、公益社団法人等が、国外で活動する場合、内国法人として課税されることから、国外での活動が収益事業（公益社団法人等の公益目的事業は除かれる。）に認定される場合は、国外源泉所得として課税されることに留意する必要がある。